



長崎市立東長崎中学校

『道標』



荒木夏鈴さん (R5. 3年生) <子ども県展特選>

第 学年 組 番

氏名



自ら誇りと自信を持ち、率先して行動する

～ 目 次 ～

1 安全で安心した学校生活を送るために
 【1】安全で安心した学校生活を送るために・・・p 1
 【2】校内生活について ～1日の流れ～・・・p 1
 【3】服装や身なりについて・・・p 6
 【4】校外生活について・・・p 8

2 学校生活を充実したものにするために
 【1】生徒会活動を盛り上げよう・・・p 9
 【2】生徒会の組織を知ろう・・・p10

3 諸 届
 【1】諸届・証明・・・p11
 【2】学校と家庭の連絡・・・p12
 【3】欠席、遅刻、早退、忌引、見学、外出、欠課、異装届・・・p13
 【4】保健室来室許可届・・・p14

校 歌

池田可宵 作詞
 磯田有志朗 作曲

明るく活気をもって

1.ふげんのほまれかがやきて
 2.といしのほかけいこがぶんか
 たちばなのわんにそそぎゆく
 やがみのこじにむすぼれて
 はちろうがわのひとすじに
 みつのやわしついましめつ
 ひがしながさきはれわたりに
 ひがしをのぞきなみしずか
 きよけくみがかくまなひやはほえ
 むつみはくむまなひやはほえ
 あるわれらのひがしちゅうと
 あるわれらのひがしちゅうと



一 普賢の誉 かがやきて
 橘湾に そそぎゆく
 八郎川の ひとすじに
 東長崎 晴れわたり
 清けく磨く 学舎は
 栄えある我らの 東中

二 戸石の佳景 古賀文化
 矢上の古事に結ばれて
 三つの矢和しついましめつ
 東を望む 波しずか
 むつみ育くむ 学舎に
 栄ある我ら その生徒

《 学校教育目標 》

自主的に判断し、行動できるとともに、他者とのかかわりを大切にして協働できる生徒

【1】安全で安心した学校生活を送るために

(1) 望ましい学校生活を送りましょう

社会は、法律やルールなどによって皆さんの生命や個性などが尊重され、安全で過ごしやすい生活が守られています。

学校でも、同じように安全で過ごしやすい生活を送るために、一定のルールやきまりを守る必要があります。

(2) 生活の心得を守りましょう

東長崎中学校の生徒であるという自覚と誇りを持って、校訓「自主・親和」の実践し、目指しましょう。また、立派な社会人となれるよう、日頃から自分の行動や言葉に正しさと温かさを心がけて学校生活を送りましょう。

【2】校内生活について ～1日の流れ～

(1) 所持品について

○全ての所持品に、必ず、氏名を記入する。

※落とし物をした際は、職員室前の「拾得物ケース」にて確認すること。

○公共物を大切に使う。

※壁や机などに落書きしたり傷つけたりしない。破損した際は、先生に届け出る。

○危険物（カッターナイフや発火物など）は、絶対に持ってこない。

※はさみは、先の丸いものであれば、持ってきてよい。

○学習に必要なでないもの（トランプやUNO、ゲーム機などの遊び道具。雑誌。菓子類。）

○不必要な金銭は持ってこない。

※定期券やバスカードを忘れたときのためのバス代として持っておく場合も、片道料金程度にとどめること。

○生徒同士で、金銭や私物の貸し借り、教科書など学習用具の貸し借りはしない。

○各教科の学習用具は置いて帰ってよいが、整理整頓に心がけ、宿題等があるときは持ち帰ることを前提としている。



(2) 登下校について

- ①通常登校は学校指定の通学かばん（リュック）と補助バッグを使用する。
※通学かばんと補助バッグには、目印として、お守り程度の大きさのものを1つ付けてよい。
※通常授業でない時、通学かばん（リュック）か補助バッグかの判断は、各個人で判断して行うこと。
- ②定められた通学路を通して登校する。
※登校は7：30以降とする。
※正門を8：05までに通過し、8：10までに自席に着席する。
- ③欠席や遅刻等の届出は、保護者から連絡してもらう。
※電話は、7：30～8：00にかけてもらうこと。
※電話がかかりにくい場合は、Google Formにて連絡してもらうこと。
※早退の予定は、「道標」（本冊子）に、保護者から記入してもらい、学級担任に提出すること。
- ④教材費など、金銭の納入がある場合は、紛失を防ぐため、登校後すぐに所定の場所に持って行く。
※電話は、7：30～8：00にかけてもらうこと。
- ⑤教室に入ったら、通学かばんと補助バッグをロッカーなどの決められた場所に置く。
- ⑥登校後は、無断で校外に出ない。
※他学年の階や他学級への出入りはしないこと。
- ⑦登下校時は、マナーをしっかりと守る。
※交通道德を守ること。
※危険防止のため、自転車による登下校はしないこと。
※保護者の自家用車による送迎は、けがや病気など特別な場合以外は禁止とする。
送迎してもらう場合も、八郎川沿いや近隣商業施設での待ち合わせはしないこと。
※登下校の途中でのコンビニや公園、神社等への寄り道・買い食いは禁止とする。
※登下校を含め、バスを利用するときやバス停では、マナーをしっかりと守ること。
騒いだり広がりすぎたりして、周りの人に迷惑をかけることがないようにすること。
- ⑧帰りの会終了後は、すみやかに帰宅する。部活動がある者は移動する。
※所用で学校に残る際は、学級担任や担当教師に届け出て、許可を受けること。

(3) 朝活動について

- ①月・水・金曜日の8：15～8：30は、「朝読書」「フッ化物洗口」「学級専門委員会」「学年集会」「アンケート調査」の時間とする。
※私語をつつしみ、心を落ち着けて、読書に励むこと。
- ②読書の時は、宿題など、読書以外のことはしない。
※定期テスト前など、先生から指示があった場合は除く。

(4) 朝の会について

(A日課 8:30~8:40 / B日課 8:15~8:25)

①「朝の会」では、生徒会活動の点検活動、健康観察、教科連絡などを確認する。

※「朝の会」の時間中は、教室から出ません。

※提出物は、このときに提出してください。

(5) 授業について

①始業のチャイムの2分前には**着席完了**、授業の準備をして先生の入室を待つ。

②終始のあいさつは、係の号令に従い、「お願いします」「ありがとうございました」など、明るく元気にあいさつする。

③授業を受けるときは、「授業の約束3カ条」を心がける。

「授業の約束 3カ条」

- 1 2分前着席・1分間黙想を徹底しよう
教科書、ノートの準備をしよう。
- 2 元気なあいさつをしよう
分離礼(ことば→動作の順)を行おう。
- 3 人の話は「へそ」で聞こう
「へそ=心」をしっかり話し手に向け、必要な場面で、
「うなずく」「返事をする」「拍手をする」など反応しよう。

④話し合い活動のときは、「話し合いのルール」を意識する。

「話し合いのルール」

- 目と心で話を聞こう・・・話し手をしっかり見て、積極的に参加しよう。
- 反応しよう・・・話し手に対して、うなずいたり返事したりしよう。
受容する雰囲気をつくろう。
- 意見を言おう・・・お互いの考えを伝え合おう。

⑤宿題や学習用具などを忘れないよう、前日に準備する。

※忘れた際は、事前に担当の先生に届け出ること。



(6) 授業間の10分休みについて

①次の学習の準備をし、教室移動の際は機敏に行動する。

※室内や廊下で走ったり暴れたりする時間ではない。

②トイレは、各学年階の決められたトイレを使用する。

※基本的に、他学年のトイレは使用しないこと。

※1階東側トイレは、来賓・教職員用トイレとし、生徒は使用しないこと。

※各学年に設置している多目的トイレは、ケガなど理由のある生徒が使用する。

③特別教室や体育館等への移動の際、教室は、必ず電灯を消して、鍵を閉める。

④**集会等で**体育館に移動する際は、学級ごとに教室前廊下に整列し、無言で速やかに行動する。

※学級委員が引率すること。

※混雑を避けるため、出入口扉の付近ではシューズ類の履き替えをしない。

【入館】上履き（スリッパ）を脱いで入館 → 整列してから体育館シューズを履く

【退館】体育館シューズを脱いで袋に収納 → 上履き（スリッパ）を手に出口へ

⑤購買部（1階）は、**8：00～11：00のみ**利用できる。

※8：00～8：10と、1校時と2校時終了後の10分間の休み時間に終了

(7) 給食について

①給食当番は、順番で担当する。

※白衣・帽子マスクをつけ、手を洗い、廊下に一列に並んでから所定のルートを通って給食室に取りに行くこと。

※室内や廊下で走ったり暴れたりしないこと。

※白衣やマスクなどを忘れた場合、給食室には入らないこと。

※給食室から教室に戻るときも所定のルートを通ること。



②給食当番以外は、教室で待機する。

※**手洗いやトイレは、4校時終了10分後までに済ませること。**

※自席に着席して静かに配膳の準備を待つこと。

③給食終了後はきちんと歯を磨く。

※歯ブラシ等を準備すること。

(8) 昼休みについて

①スポーツやレクリエーションに取り組む。

※グラウンドで遊べる日は、学年ごとに曜日が決まっている。

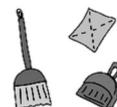
②教科連絡は、昼休み終了10分前までに終わらせること。

(9) 掃除について

- ①B日課のときのみ設定されている。
- ②授業終了後、すぐに掃除場所に集合し、10分間、掃除に取り組む。
- ③掃除終了時には、反省会を行う。必要に応じて、帰りの会で状況を学級に知らせる。
- ④掃除がない日は、帰りの会前に自席周辺のごみを拾いましょう。

(10) 帰りの会について

- ①翌日（翌週）の教科連絡、一日の反省、点検活動などを行う。
- ②係生徒の連絡や先生の話をよく聴き、連絡事項は確実にメモをとる。
- ③帰りの会終了後は、教室や廊下の電灯を消し、確実に戸締まりをする。
※用事のない生徒は、直ちに下校すること。
※部活動がある生徒は、通学かばんと補助バッグ等を持って練習場所に移動すること。
※施錠後に忘れ物などでカギを開けるときは、学年の先生の許可が必要です。



(11) 部活動について ※詳細は「部活動規約」を参照すること。

①活動時間

期間		完全下校時間
4月 1日	～ 9月 14日	18:40
9月 15日	～ 10月 31日	18:20
11月 1日	～ 1月 31日	18:00
2月 1日	～ 3月 31日	18:20



②服装

- 休日の登下校は、学生服または練習着でよい。
- 部活動がある場合でも、平日は練習着での登下校は禁止する。

③食事

- 各部、指示された場所でまとまってとる。
- 給食がない平日の昼食は、原則として弁当を持参すること。
※家庭の事情等で持参できなかった場合は、顧問に許可を得て昼食を購入すること。
- 練習後に、直接、塾やクラブチームの練習に参加する場合は、顧問の許可のもと、弁当などを購入することを許可する。
※飲食は、学校ではなく、塾やクラブチームで許可された場所とする。



④校舎の外周ランニング

- 八郎川の周辺を走る場合は、必ず顧問（コーチ・保護者）がつくこと。

【3】服装や身なりについて

- 髪型や服装に関しては、社会通念上それでよいか、社会生活をする上で必要な判断力を身につけてください。他者に迷惑がかかるかどうかに関係なく、「中学生らしさ」という観点でふさわしいかどうかを基準として考えましょう。
- 自分の持ち物には、必ず名前を書いて、大切に使いましょう。他者の持ち物や公共物も大切にすることをもちましょう。

(1) 制服について

タイプ	トップス(上着)	ボトムス(スラックス・スカート)
タイプA(従前の冬服)	長崎市中学校標準学生服 (男女兼用ブレザー) ※ネクタイリボン不使用	長崎市中学校標準学生服(スラックス) 長崎市中学校標準学生服(スカート)
タイプB(従前の中間服)	白無地のカッターシャツ ※ネクタイリボン不使用 ※スタンドカラー、ウイングカラー等の襟を立てたものは不可	長崎市中学校標準学生服(スラックス) 長崎市中学校標準学生服(スカート) ※生地が薄い夏用もあるが選択は自由
タイプC(従前の夏服)	白無地の半袖ポロシャツ ※長崎市指定夏服(ポロシャツ)ではなく、通常販売しているものでよい。 ※ネクタイリボン不使用 ※提灯袖、ロング袖(7分袖等)は不可 ※裾ロング丈は不可	長崎市中学校標準学生服(スラックス) 長崎市中学校標準学生服(スカート) ※生地が薄い夏用もあるが選択は自由

※移行期間は設けていない。儀式的行事(入学式・卒業式)はタイプAとする。

(2) 身だしなみに関して

- 眉そりは禁止する。
- 前髪は、目にかからないようにする。ヘアピンなどは最小限で使用する。
- うしろ髪は、肩より長くしない。長いときは、ヘアゴム(黒・紺・茶)で後方(耳より下)に結ぶか、編む。リボンや飾りは付けない。部分編もしない。
- 染髪、脱色、パーマ、カール、剃り込み、整髪料などは禁止する。
※縮毛矯正等に関しては、事前に保護者から担任に連絡してもらうこと。
- 香水や、香料入りの制汗剤などは使用できない。
- ピアス、ブレスレット類、指輪、ネックレスなどのアクセサリは許可しない。
- マニキュア、マスカラ、化粧は許可しない。
- 靴下は白色もしくは黒色とする。ワンポイントは許可する。
※許可していないもの：ライン入り、ルーズソックス、くるぶしが見える短いもの
- ベルトは、黒色、濃紺色、茶色などの派手ではないものとする。
- 中着は白色、紺色、黒色などの派手でないものとし、外に見えないように注意する。



(3) 防寒具について

トレーナー	黒色、紺色、茶色、白色	・制服の中に着用すること。 ・袖や裾から出ないようにすること。
手袋 マフラー ネックウォーマー	黒色、紺色、茶色、白色	・生徒玄関で着脱すること。 ・校舎内では一切着用しないこと。 ・マフラーに関しては、事故防止のため、極端に長いものは着用しないこと。
コート	黒色、紺色、茶色	・コートに関しては、ジャンパーやベンチコートなどは禁止する。
ひざ掛け	指定なし	・教室内のみでの使用とする。 ・移動中は使用しないこと。
ストッキング タイツ 等	ベージュ・黒色の無地	・体育の授業や運動部活動の際は、適宜、着脱する。
使い捨てカイロ		・外部から見えないように使用すること。 ・校舎内で捨てずに、責任を持って持ち帰ること。

(4) 携帯電話について

人間関係のトラブルやいじめ、性犯罪など、多くの問題が引き起こされたり、過度の利用によって学習時間や睡眠時間が減少するなど成長の妨げになったりするケースが多く見られるため、本校では、「中学生に携帯電話は不要」と捉えています。

○学校活動、部活動への持ち込みは禁止している。

○持ち込みや使用があった場合は、発見次第、一旦学校で預かり、保護者に取りに来てもらうという対応を取る。

※SNSによる誹謗中傷やネットトラブル等、重大事案に発展しており、生徒の安全を確保する為には、保護者の方々の責任のもと管理を行う。

(5) 学習者用タブレット「Chromebook」の貸与について

入学・転入したあと、在学期間中は、長崎市から、学習者用タブレット「Chromebook」が貸与されます。

○基本、毎日持ち帰る。

○家庭にて充電し、学校で使用できるように準備して持ってくる。

○水没を避けるため、かばんに収納する際は、水筒と分けること。

○卒業・転出する際は、タブレットと充電アダプターは返却すること。

○故意に破損させた場合は、弁償する。



(6) その他

①保健室を利用する場合

学級担任や教科担任から、「保健室来室許可届」（道標）に、記入してもらう。

②上履きで活動できる範囲

校舎内と、体育館・柔剣道場への通路である。

※ピロティでは、上履き（スリッパ）で活動できない。

③生徒のエレベーター使用

足を怪我した場合や車椅子を使用する場合とする。

※先生から許可を得ること。

④持ち物

すべてに名前を記入すること。

※シューズに記名する際は、油性マジックで、内側に、名字を楷書で書くこと。

⑤先生や来客の駐車場周辺

危険なので、周辺では絶対に遊ばないこと。

⑥学習に不要なものの持ち込み

トランプや UNO などのゲーム類は持ち込まないこと。



【4】 校外生活について

① 外出の際は、行先・目的・同行する人・帰宅時間などを保護者に知らせ、許可を得る。

② 校区外の外出時は、中学生らしい服装を着用し、生徒証を携行する。

③ 校区内の外出時は、中学生らしい服装をする。学校に用事がある場合や来校する場合は学生服を着用する。

④ 生徒宅への外泊は禁止する。また、生徒同士のパーティー、旅行及び喫茶店、飲食店などへの出入りも禁止する。

⑤ ゲームセンター等への立ち入りは、13歳未満の者は午後5時まで、13歳～16歳未満のものは午後6時までとする（※長崎県少年保護育成条例より）。

⑥ 自転車に乗るときは、交通ルールを守り、二人乗り、並列乗りなどは絶対しない。また、よく整備し、夕方以降はライトを点灯させ走ること（令和5年7月1日よりヘルメットの努力義務化）。

⑦ 見知らぬ人から、車やバイク等で誘われても応じない。

⑧ 他人に迷惑をかけないようにし、本校生徒として誇りを持って行動する。

⑨ 登下校中も含めて、バス利用の際やバス停ではマナーを守り、騒いだり広がりすぎたりして周りの人に迷惑をかけないようにする。

⑩ 危険な場所や立ち入り禁止の場所に入らない。

⑪ 登下校中は、交通ルール、モラル、マナーを守り登下校を行う。

【2】学校生活を充実したものにするために

(1) 生徒会活動を盛り上げよう

生徒会活動は、学校生活を楽しく充実したものにするために、皆さんが進んで計画・運営する活動であり、目的実現への過程に大きな意義があります。



～重点目標～

- 生徒一人ひとりの意見を生徒会に反映させよう。
- 生徒自らが考え、計画し、実行していく自主的な活動を目指そう。
- 生徒一人ひとりが生活しやすい学校づくりを目指そう。

(2) 生徒会の組織を知ろう

生徒会には、生徒会執行部、専門委員会など、様々な役職があります。皆さんは、全員が委員会活動に属する生徒会会員ですから、次の生徒会会則をしっかり理解しましょう。

東長崎中学校生徒会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は東長崎中学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は本校生徒全員によって構成する。
- 第3条 本会は本校の発展を図ることを目的とする。目的を達成するため全会員がその責任を自覚し、積極的に活動し、自主と親和に満ちた明るく楽しい学校生活を送るように努める。
- 第4条 本会は目的を達成するため、次のように組織する。

第2章 総会

- 第5条 総会は本会の最高決議機関である。
- 第6条 総会は全会員によって構成する。
- 第7条 総会は毎年1回会長が招集する。ただし評議委員会が必要と認めた場合は臨時に開くことができる。
- 第8条 総会は次のような問題を審議決定する。
1 活動の総括と方針 2 会則の改正 3 その他
- 第9条 議長（2名）は会員中より選出する。

第3章 評議委員会

- 第10条 評議委員会は各学級より選ばれた学級委員中1名と専門委員長より構成され、全員の出席により成立する。
- 第11条 評議委員会は毎月1回開き会長が招集する。ただし、その他必要に応じて臨時に開くことができる。
- 第12条 評議委員会の議題は執行部より提出する。
- 第13条 評議委員会の議決は、特別の場合を除き学級一票とし、その過半数によって決定する。可否同数の場合には議長が決定する。
- 第14条 評議委員会の議長2名、書記1名は選出する。記録は執行部で保管する。
- 第15条 会員は評議委員会を傍聴することができる。
- 第16条 評議委員会は必要がある場合は会員の出席を求めることができる。

第4章 執行部および執行委員会

- 第17条 執行部は本会最高の執行機関である。
- 第18条 執行部は会員中より選挙された会長以下9名の執行委員を以て下記の通り構成する。選挙規定は各年度によって別に定める。
会 長 1名
男子副会長 1名、女子副会長 1名
2年生庶務 2名、1年生庶務 2名
2年生書記 1名、1年生書記 1名
- 第19条 執行委員は互いに協力し、顧問教師と連絡を密にし、次のような仕事をする。
1 会長は本会を代表し執行機関長として運営に当たる。
2 副会長は会長を助け、会長不在の場合はこれを代行する。
3 その他の委員は協議の上、評議委員会や専門委員会の指導に当たる。
- 第20条 執行委員の任期は1年とし、12月中に改選する。
- 第21条 執行委員は、学級委員、各専門委員を兼任できない。

第5章 学年委員会

- 第22条 学年委員会は学年ごとに設け、特に学年のことについて協議する。
- 第23条 学年委員会は各学級の学級委員を以て構成し、学年委員長、副委員長、書記を互選し、必要に応じて開く。

第6章 専門委員会

- 第24条 専門委員会は本会活動の推進に当たる。
- 第25条 専門委員会は次の9委員会とする。
生活委員会、文化委員会、整備委員会、図書委員会、体育委員会、保健委員会、給食委員会、学習委員会、放送委員会
- 第26条 各専門委員会は各学級で選出された代表1名（各専門委員）によって構成される。副委員長、書記各1名を互選し、顧問教師の指導を受ける。
- 第27条 定例会は毎月1回開き、その他必要に応じて委員長、会長が招集できる。
- 第28条 専門委員会は、執行に際し細かい話し合いを行い実践する機関である。
- 第29条 専門委員会の副委員長は、執行部と合議し、評議委員会へ議題を提出することができる。
- 第30条 委員の任期は半年とする。

第7章 集 会

- 第31条 本会の目的を達成するために、会長は必要に応じて、全校及び学年別集会などを開くことができる。
- 第32条 全校集会は執行部が、学年集会は学年委員会が会の運営に当たる。

第8章 補 則

- 第33条 本会は特別委員会を設けることができる。構成は評議委員会の承認を得て会長が任命する。
- 第34条 本会の決議の最終決定は校長にある。
- 第35条 執行部は、年度初めに新入生の入会式を行い、本会の会則説明をする。
- 第36条 本会則は昭和33年4月1日より実施する。

生徒会スローガン

*4月に記入しましょう！

東長崎中生徒会 組織図

